

**令和7年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧**

提案区	番号	項目	提案内容の概要	所管局	○：対応 △：一部対応
西	1	横浜駅周辺の美化・環境改善	1 西口の喫煙禁止地区的拡大と清掃・巡回の強化および分煙施設(喫煙所)の整備 2 公民連携による環境向上・美化を推進し、安全・安心なまちへ	資源循環局	△
西	2	公園内禁煙化の実効性の確保	1 市民への普及啓発活動の実施 2 コールセンターの設置 3 巡回指導員の配置	みどり環境局	○
西	3	東横線廃線跡地の整備	1 既設構造物の状況を鑑みて、改めて廃線跡地全体の利活用計画及び事業スケジュールの再検討を実施 2 構造物の利活用方法や歩行者利便増進道路制度(通称:ほこみち制度)などを導入し、供用済み区間も合わせてより多くの人が集まり、にぎわいを創出する仕組みについての着実な検討を実施	都市整備局	○
				道路局	○
西	4	市営地下鉄高島町駅周辺の安全で快適な歩行者環境の構築	令和4年度に取りまとめた横断歩道の設置や高島歩道橋のバリアフリー改善などエリア全体の整備の基本的な考え方を踏まえ、交通問題及びまちの賑わい創出を目的とした、まちづくりの方向性の実現と歩行者環境の具体的な改善に向けて、区局で連携し地域の課題解決・魅力向上につながるよう、関係機関及び庁内関係部署との協議・調整を進めます	都市整備局	△
西	5	自治会町内会業務の負担軽減に係るモデル事業の実施	行政等からの依頼対応や自治会町内会の運営事務の負担軽減を目的とした自治会町内会と行政の情報共有プラットフォーム等の整備	市民局	△
西	6	いわゆる「ごみ屋敷」内の繁茂した樹木等の伐採支援のしくみ	1 「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」(いわゆる「ごみ屋敷」対策条例)について 2 現制度の排出支援としては一般廃棄物のみに限られるため、屋敷内で繁茂した樹木等の伐採等は、排出支援の対象となるない。不良な生活環境の解消につなげるため、支援対象に樹木等伐採等を含めるもの	健康福祉局	—
				資源循環局	—
西	7	旅館業の許可に係る運用の見直し	旅館業の営業の許可・旅館業の営業の承継承認に関する審査基準の見直し	医療局	○
西	8	西区霞橋における灯具の復元	霞橋における灯具製作・設置	道路局	○

## 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	資源循環局		西区	区政推進課・地域振興課							
			担当者名	辻・小野	TEL 320-8328						
			共通区								
			継続年数	3年							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">提案種別</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>予算関連</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			提案種別			予算関連					
提案種別											
予算関連											
番号	項目										
1	横浜駅周辺の美化・環境改善										
◇地域の課題、基礎データ等											
<p>横浜駅は、1日あたり乗車人員約95万人（※）の主要ターミナル駅であり、周辺には繁華街が広がっており、「国際都市の玄関口としてふさわしいまちづくり」を進めるため、エキサイトよこはま22計画を推進しています。横浜駅周辺は、美化推進重点地区に指定され、地域や行政が連携して活発に美化活動を行っていますが、屋外での喫煙者が多く、それら喫煙者の喫煙マナーなど、たばこのポイ捨てが街の美化推進の課題となっています。</p> <p>横浜駅西口の一部は、喫煙禁止地区が令和5年度に拡大されましたが、分煙施設（喫煙所）が十分に確保されておらず、その結果、指定から外れた場所での路上喫煙やたばこのポイ捨てが多く見受けられており、禁止地区周辺の地域や区民から喫煙禁止地区の更なる拡大の要望が寄せられています。以上を踏まえ、今後多くの来街者が見込まれる2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）に向けて、横浜の玄関口である横浜駅周辺の路上喫煙やポイ捨てを撲滅し、安全で快適なエリアを目指して重点的に美化を推進します。（※2022年度横浜市統計情報ポータル）</p>											
◇地域ニーズ等の収集手段											
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ） )											
◇区民からの具体的な要望											
<p>路上喫煙や路上飲酒が多く、路上にたばこや空き缶等が散乱していて汚いので、改善して欲しい。      歩行喫煙禁止等のマナーを徹底して欲しい。      喫煙禁止地区の拡大指定及び分煙施設（喫煙所）の設置。      民有地における分煙施設（喫煙所）設置・運営費を支援して欲しい。      民有地におけるIoTスマートごみ箱（SmaGO）の運営維持及び設置拡大を支援して欲しい。</p>											
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。											
<p>西区運営方針：II目標達成に向けた施策4「安全・安心なまちづくり」      都市計画マスターplan・西区プラン：「2-7 環境にやさしいまちづくり」      ・美化推進員による美化推進重点地区での啓発      ・毎月1回、西区主導による関係部局と連携したたばこや散乱ごみの清掃を実施      ・ポイ捨て防止キャンペーン</p>											
◇提案内容・概算額等											
<p>①喫煙禁止地区の拡大及び清掃・巡回強化および分煙施設（喫煙所）の整備</p> <p>概算額 [REDACTED]      (内訳) 初期費用：標識や看板路面標示の設置、広報費等 [REDACTED]      運営費用：分煙施設（喫煙所）の清掃、路面標示貼替（3年ごと）、巡回指導員人件費等 [REDACTED]      支援費用：民有地における分煙施設（喫煙所）設置 [REDACTED]/件・運営維持費用 [REDACTED]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の指定地区からの指定拡大にあたっては、区と局が連携することにより円滑な進捗を目指します。</li> <li>喫煙禁止地区の拡大に伴い需要が増す分煙施設について、地域団体や事業者による分煙施設の設置及び運営を支援します。</li> </ul> <p>（役割分担）区：地域関係団体との調整 資源循環局：喫煙禁止区域拡大に向けた環境整備、告示及び喫煙所設置・運営費支援</p>											
<p>②公民連携による環境美化を推進し、安全・安心なまちへ【モデル実施】</p> <p>概算額 [REDACTED]      (内訳) スマートごみ箱&lt;SmaGO(スマゴ)&gt;の運営支援（ごみの回収費用の補助）[REDACTED]（[REDACTED]を想定）      スマートごみ箱&lt;SmaGO(スマゴ)&gt;の設置補助 [REDACTED]（国費活用1/2、市費 [REDACTED]を想定）      ※新規設置に際しては、ごみ箱の広告ラッピングによる広告料収入を設置運営費用の一部に充てる等、財源確保を工夫します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみは持ち帰りが基本的な考え方である中で、先行事例であるスマートごみ箱の設置運用による効果検証や、地域と協働し、環境美化に関するプラットフォームにおいて、美化活動の連携強化・効率化や喫煙禁止地区の拡大に伴う影響についての意見交換などで課題解決を検討し、より一層美化を推進していきます。</li> </ul> <p>（役割分担）区：地域関係団体との調整 資源循環局：運営費支援等</p>											
◇参考：区執行体制上の課題											
現行の体制で対応											
◇所管局											
所管局課	資源循環局街の美化推進課										

◆局回答内容

資源循環局		街の美化推進課	
担当者名	三浦、鈴木	TEL	671-2556

対応の有無	一部対応する
	<p>◇対応の内容</p> <p>①喫煙禁止地区の拡大及び清掃・巡回強化および分煙施設(喫煙所)の整備について            ・令和5年10月に禁止地区を拡大し、区とともに、地域や関係者の皆様のご理解やご協力を得て取組を進めてきました。            ・喫煙禁止地区の更なる拡大については、喫煙所の設置などの課題も含め、地域住民、地域団体の皆様のご理解が必要であり、引き続き、区を中心とした地域との合意形成を図りながら、検討を進めていきます。            ・分煙環境については、民間事業者が行う喫煙所の設置や維持管理に係る補助制度を新設し、あわせて現在の喫煙所を開放型から密閉型へ転換するなどの検討を進めています。</p> <p>②公民連携による環境美化を推進し、安全・安心なまちへ【モデル実施】について            ・公民連携のプラットフォーム「きれいなまちづくり検討会」で地域の清掃活動等の情報交換を行い、ポイ捨ての多い場所での清掃委託を実施するなど、引き続き、関係区局とともにきれいなまちづくりに向けた取組を進めていきます。            ・地域が行う清掃活動で出たごみについて回収などの支援はしていますが、事業者が設置するごみ箱の設置・処分費用について市が負担することは困難です。</p>
対応する場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>
対応しない場合	

## 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	みどり環境局	西区	西土木事務所
担当者名	松本	TEL	242-1313
共通区	全区		

継続年数	新規
------	----

提案種別	項目
予算・制度関連	
番号	項目
2	公園内禁煙化の実行性の確保

## ◇地域の課題、基礎データ等

## ◇現状

- 公園内の喫煙者は一定数おり、特に駅前では多い傾向があります。（R5年度公園緑地管理課調査結果）
- 市民意見募集実施結果では、全面禁煙を望む意見が約6割となっています。（R6年度市民意見募集実施結果）
- 令和6年6月に区局合同の「公園禁煙化プロジェクト」が発足し、取り締まりフローやプロモーションについて検討中です。

## ◇課題

令和7年4月から、条例改正により市内の公園の禁止行為に、喫煙が追加される予定※であり、違反した場合は過料を納める罰則の対象となります。実効性を担保する現場での指導の体制について、区局合同プロジェクトで検討中ですが、内容について確定していません。

※ 令和6年9月 改正議案提出  
令和7年4月 条例施行予定

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- |   |  |                                      |                                   |
|---|--|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等           | <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 | <input type="checkbox"/> 3 地区担当制     | <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート | <input type="checkbox"/> 6 区民要望                | <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 | )                                 |
| <input type="checkbox"/> 8 その他（               |  |                                      |                                   |

## ◇区民からの具体的な要望

## ◇市内5公園を「禁煙」とした試行実施に関するアンケート調査（令和5年度みどり環境局公園緑地管理課実施）

- 受動喫煙に対し、対策を求める意見の合計 643件、反対する意見 10件

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

受動喫煙防止に配慮を求める看板の設置

## ◇提案内容・概算額等

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ①市民への普及啓発活動の実施 | <想定費用 : [REDACTED]> |
| ②コールセンターの設置    | <想定費用 : [REDACTED]> |
| ③18区に巡回指導員の配置  | <想定費用 : [REDACTED]> |

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	みどり環境局公園緑地管理課
------	---------------

## ◆局回答内容

担当者名	みどり環境局	井上、入本	公園緑地管理課
		TEL	671-2642

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>・令和6年第3回市会定例会にて横浜市公園条例が改正され、公園の禁止行為に喫煙が追加されました。引き続き、各区土木事務所と局の合同プロジェクトにおいて検討を進めていくほか、関係局による受動喫煙対策プロジェクトにより、具体的な実施内容や体制の確保について、調整を進めています。巡回・問合せ対応・普及啓発のための必要な経費を予算計上しています。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	都市整備局、道路局
------	-----------

西区	区政推進課	
担当者名	辻、羽生	TEL 320-8329
共通区		

継続年数	6年
------	----

## 提案種別

## 予算関連

番号	項目
3	東横線廃線跡地の整備

## ◇地域の課題、基礎データ等

東横線廃線跡地整備については、長年にわたり地域から早期の事業実施が求められています。直近では、令和3(2021)年度完成としていた事業期間を5年間延長し、健全度を考慮した整備方針を検討するとして、今後の見通しは不透明な状況です。令和2年度の健全度調査を受けて構造物の一部解体や、国による「歩行者利便増進道路」制度の新設等を受けて、東横線跡地の今後の在り方に地域の関心が高まっています。さらに、事業実施に関しては、円滑な交通ネットワークの形成やにぎわいを創出する仕組みも含めて、地域資源の活用等に向けた検討が求められています。また、エキサイトよこはま22に位置付けられている横浜駅東口のステーションオアシス計画とのアクセス路としても注目されています。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（戸部・高島地区整備促進連絡協議会：東横線廃線を契機に沿線地域の振興策を地域、行政、交通事業者で協議することを目的に発足。）

## ◇区民からの具体的な要望

- ・東横線廃線跡地の利活用を振興策の一つとして掲げており、その進捗状況と具体的な整備内容について継続して協議を実施（昭和63年～ 戸部・高島地区整備促進連絡協議会）。
- ・横浜駅側からの早期整備について要望書受理。（平成26年度 第五地区自治会連合会）

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- ・所管局（道路局、都市整備局）と地域の要望を共有。
- ・令和元～2年度の供用区間における社会実験に区として協力・参加。

## ◇提案内容・概算額等

## 「東横線廃線跡地の整備」【都市整備局都市交通課、道路局道路政策推進課】

- 1 既設構造物の状況を鑑みて、改めて廃線跡地全体の利活用計画及び事業スケジュールの再検討を実施。
- 2 構造物の利活用方法や歩行者利便増進道路制度（通称：ほこみち制度）などを導入し、供用済み区間も合わせてより多くの人が集まり、にぎわいを創出する仕組みについての着実な検討を実施。
  - ・都市整備局都市交通課 委託費 [REDACTED] 工事請負費 [REDACTED]
  - ・道路局道路政策推進課 委託費 [REDACTED]

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	都市整備局都市交通課、道路局道路政策推進課
------	-----------------------

◆局回答内容

都市整備局	都市交通課
担当者名	永井
TEL	671-2722

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>令和6年度に引き続き、浅山橋交差点から高島町交差点までの構造物の撤去工事を進めるとともに、路線の基本計画の検討を進めます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

道路局	道路政策推進課
担当者名	青木、和田
TEL	671-4086

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>東急東横線廃線跡地の調査設計や跡地の利活用検討を行います。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	都市整備局
------	-------

西区	区政推進課	
担当者名	辻、羽生	TEL 320-8329
共通区		

継続年数	6年
------	----

提案種別	
予算関連	
番号	項目
4	市営地下鉄高島町駅周辺の安全で快適な歩行者環境の構築

## ◇地域の課題、基礎データ等

市営地下鉄高島町駅がある既成市街地とみなとみらい21地区は首都高速道路やJR根岸線の高架によって分断されおり、地区間の歩行者アクセスに課題があることから、区民、就業者、地域団体等からたびたびご意見をいただいている。一方で、みなとみらい21地区では街区開発が進み、就業者・来街者が増加しています。このような状況の中で、高島町交差点付近は高島町駅及び既成市街地とみなとみらい21地区の重要な接続ポイントであり、このポイントにおける安全で快適な歩行者環境の構築は、来街者・就業者の増加への対応策として必要であると同時に、今後の区内の回遊性向上と既成市街地側のにぎわいの創出にもつながります。令和2年度から都市整備局の委託による検討を開始し、課題の整理、新たなルート案の検討、主要ルートの歩行者通行量実態調査、将来交通量の算定、比較案の検討等を進めています。これまで検討してきた基本的考え方方に沿いながら、地域の課題解決・魅力向上につながるよう、関係機関及び庁内関係部署との協議・調整を進めて行く必要があります。また、主要ルートの一つである三菱ドック踏切においては歩行者及び自転車の通行量が増加しており、安全な通行のため回遊性の強化が必要です。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等     2 市民からの提案等     3 地区担当制     4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート     6 区民要望     7 関係団体からの要望
- 8 その他（戸部・高島地区整備促進連絡協議会：東横線廃線を契機に沿線地域の振興策を地域、行政、交通事業者で協議することを目的に発足。）

## ◇区民からの具体的な要望

○戸部・高島地区整備促進連絡協議会における振興策の着実な推進

○高島町駅周辺

- ・高島町駅2番出口付近への信号付き横断歩道整備等に関する要望書（平成30年度 2地区連会長及び5町内会長）
- ・高島町駅周辺の歩行環境改善に関する要望書（令和3年度 みなとみらい21地区の企業6社）
- ・高島町駅に高島町交差点付近に出口を増設してほしい。（昭和63年～ 戸部・高島地区整備促進連絡協議会）

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- ・区提案反映制度において所管局・関連局（都市整備局、交通局）に伝えるとともに、道路管理者である横浜国道事務所や交通管理者である神奈川県警とも協議を重ねてきた。令和2、3、4年度は「地下鉄高島町駅周辺歩行者環境改善に係る調査検討業務委託」（都市整備局）を実施。令和5、6年度は道路管理者や交通管理者等との協議を局と連携して行っている。
- ・安全対策としては、横浜国道事務所へ働きかけた結果、横断防止柵及び案内標識を整備し当エリアにおける乱横断がほぼ解消されている。（令和3年6月完了）

## ◇提案内容・概算額等

令和4年度に取りまとめた横断歩道の設置や高島歩道橋のバリアフリー改善などエリア全体の整備の基本的な考え方を踏まえ、交通問題及びまちの賑わい創出を目的とした、まちづくりの方向性の実現と歩行者環境の具体的な改善に向けて、区局で連携し地域の課題解決・魅力向上につながるよう、関係機関及び庁内関係部署との協議・調整を進めます。

- ・都市整備局 調査検討費 [ ]

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	都市整備局都心再生課
------	------------

## ◆局回答内容

都市整備局		都心再生課	
担当者名	石島、鈴木	TEL	671-3963

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>令和2年度より3年間にわたり検討を進めてきましたが、これまでに得られた各種調査結果や対策案の検討結果を基に、令和6年度に実施した県警協議では国道16号への横断歩道設置について一定の理解を得ることができました。そのため、令和7年度は予算計上せず、道路管理者や交通管理者に対して早期に対応していただけるよう引き続き、働きかけを行います。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>



#### ◇提案内容・概算額等

- ・R6年度に実施する「自治会町内会の業務負担軽減に係るモデル事業」を継続して実施。
- ・R6年度は半年程度の実施期間となるが、試行を継続することで、年間サイクルでの効果測定や課題の抽出が可能となる。
- ・試行実施の成果を元に、他の自治会町内会への展開を検討  
(モデル事業の継続実施)  
〈実施規模〉 単会97か所(R6から拡充)  
自治会町内会と行政の情報共有プラットフォーム等の整備、活用 〈想定費用〉 [REDACTED]
  - 行政等からの周知広報・連絡の効率化
  - 行政等からの依頼管理
  - アプリケーション操作等導入説明会

#### ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

#### ◇所管局

所管局課	市民局地域活動推進課
------	------------

#### ◆局回答内容

市民局		地域活動推進課	
担当者名	松永	TEL	671-2317

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>自治会町内会と行政の情報共有において、デジタル活用による自治会町内会の業務負担軽減を図るモデル事業として、一部予算を計上します。 自治会町内会に関わる業務は、多岐にわたるため、府内連携を引き続きお願いいたします。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局・資源循環局
------	-------------

西区	福祉保健課		
担当者名	橋本	TEL	320-8436
共通区			

継続年数	新規
------	----

提案種別	
予算・制度関連	
番号	項目
6	いわゆる「ごみ屋敷」内の繁茂した樹木等の伐採支援のしくみ

## ◇地域の課題、基礎データ等

○本市では「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例：平成28年12月1日施行）を制定し、対策に取り組んでいます。

○基本方針は「不良な生活環境は、堆積者自ら解消することを原則とすること」「その発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があることを踏まえ、福祉的観点から堆積者に寄り添った支援を行うこと」「市と地域住民等とが協力して、発生の防止に努めるとともに、堆積者が自ら不良な生活環境を解消することが困難な場合は、解消に向けたあらゆる対策を行うこと」「支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講ずること」を掲げています。

○ごみ屋敷では、物の堆積・放置、害虫・ネズミの発生、悪臭等のほか、当該屋敷内の繁茂した樹木等により、樹木に集まる鳥の糞や虫の大群発生、風通しの悪さ、湿気による生活環境の悪化となっています。樹木等については支援対象となっていないため、ごみの搬出ができたとしても、再度ごみが集積しやすく、不良な生活環境を解消するのが困難な状態です。

○また、植物である樹木は年々成長し、時間の経過とともに大きくなり、堆積者が自己管理するのはより困難となります。そのため、近隣を含む不良な生活環境は年々悪化し、長年に渡って解決が困難となる一方です。ごみの堆積だけでも生活環境が悪化していますが、繁茂した樹木により、近隣を含む不良な生活環境がさらに悪化し、危険な状況が進んでしまいます。

## 【いわゆる「ごみ屋敷」の件数】令和5年度末

■横浜市全体：60件、西区：5件 ※そのうち近隣住民から繁茂した樹木等の相談等が寄せられているのは2件

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（地域住民からの電話、メールによる相談、苦情）

## ◇区民からの具体的な要望

物の堆積・放置、害虫・ネズミの発生、悪臭等への対応のほか、当該屋敷内の繁茂した樹木等により、生活環境の悪化となっています。排出支援策については、一般廃棄物の他、樹木等の伐採や排出の対応を要望されています。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- ・区対策連絡会議の開催（座長：区長、年2回程度）
- ・案件ごとに支援チームを結成（総務部・土木事務所、福祉保健センターのそれぞれから担当課を選出）して対応
- ・支援チームによる家庭訪問、生活相談、福祉制度の紹介や、資源循環局事務所と連携したごみの排出の支援等
- ・繁茂した樹木や枝葉が電柱・電線に接触している場合の電力会社への伐採の要請（電柱・電線周辺のみ伐採対応可）

## ◇提案内容・概算額等

○いわゆる「ごみ屋敷」対策条例の施行から8年が経ち、地域課題も多様になってきています。現制度では一般廃棄物のみの支援に限られていますが、いわゆる「ごみ屋敷」と判定した敷地内の樹木等について、堆積者自らによる伐採等の対応が福祉的、経済的に困難であると認められる場合は、一部の他自治体では、樹木等の伐採費用の助成（行政による費用負担）を行い支援しています。そこで、本市においても、支援策として伐採費用の助成や、行政による伐採を加えることによって、「ごみ屋敷」内の樹木等による周辺を含む生活環境の悪化、被害リスクの解消を図る制度とするよう提案します。（条例第6条に規定する支援対象の拡大）

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	健康福祉局福祉保健課、資源循環局業務課
------	---------------------

◆局回答内容

健康福祉局・資源循環局	福祉保健課・業務課		
担当者名	小森・熊倉、奥井	TEL	671-3567・671-2551

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>いわゆる「ごみ屋敷」対策条例（以下、「条例」という）の主旨は、近隣に影響を及ぼしている堆積物の除去による不良な生活環境の解消であり、堆積物の排出経路を確保するための樹木の伐採については、現在も必要に応じて対応しています。条例第3条第1項において、不良な生活環境の改善の責任は堆積者本人にあるとした上で、福祉的観点から、必要に応じた支援を行うこととしています。敷地内の動産である樹木が繁茂している状況を改善する責任は、土地家屋の管理者たる人物に生じます。条例に基づく不良な生活環境の改善にあたり、堆積物の排出に関連しない、必要以上の樹木の伐採については、条例の主旨にそぐわないため、対応しないと判断します。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公平性の観点の課題（いわゆる「ごみ屋敷」として判定されたら伐採してもらえる、という意見等が生じた場合の対応）</li> <li>・個人の動産である伐採樹木の処分費用を、市が負担することの課題整理</li> </ul>

## 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	医療局	西区	生活衛生課
担当者名	加藤	TEL	320-8444
共通区			

提案種別	継続年数
制度関連	新規
番号	項目

7 旅館業の許可に係る運用の見直し

## ◇地域の課題、基礎データ等

近年、観光需要の高まりなどからMM地区に旅館業（ホテル）が新規開業しています。最近の事業者計画では、眺望や開放感が得られる露天風呂等の共同入浴設備を設ける傾向があり、共同入浴設備を設ける場合、外から見通すことを遮ることができる構造であることが許可の構造設備基準にあり、その運用として、当該構造は「不透明な材質の壁等によるもの」と定めています。

許可の事前相談時に、共同入浴設備を計画する事業者には、この運用に基づく説明指導をしていますが、この運用と眺望や開放感を求める事業者計画と折り合わず、事業者が計画を変更した例が過去にありました。

今後も西区内にホテルの新設計画があり、利用者が魅力を感じる宿泊施設が市内に増え、本市の観光力を一層高めていくためにも、旅館業法に基づく公衆衛生の確保をしつつも、事業者ニーズを考慮した許可の運用の見直しが必要と考えます。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

## ◇区民からの具体的な要望

## 《事業者ニーズ》

共同入浴設備に眺望・開放感を確保するため、構造設備基準「当該入浴設備の内部を当該入浴設備の外から見通すことを遮ることができる構造であること」の運用とする「不透明な材質の壁等によるものとする」について、必ずしも壁の構造を設けなくとも、外部から人の姿が容易に見えない場合は認めるなど柔軟に対応してほしい。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

事業者に対し、開業の数年前から、構造設備基準・運用に基づき許認可の事前相談・指導を行っています。従前は、行政指導を事業者は履行していましたが、近年は事業者ニーズの変化に伴い、「不透明な材質の壁等によるものとする」とする運用と事業者ニーズに乖離が生じていることなどから、事業者に対してより丁寧に、かつ論理的な説明指導が必要になっています。

## ◇提案内容・概算額等

旅館業における公衆衛生上の確保をしつつ、利用者が魅力を感じる宿泊施設が市内に増え、本市の観光力が一層高まっていくためにも、事業者ニーズも考慮した許可に係る運用の見直しを要望します。

検討に際しては、事業者に対して、合理的・論理的な説明指導ができる具体的な内容となるように、実務を担う職員の意見を反映できるよう要望します。

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	医療局生活衛生課
------	----------

## ◆局回答内容

医療局	生活衛生課
担当者名	仲澤

TEL 671-2456

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>事業者に対する合理的・論理的な説明指導に資するため、運用の具体内容について、関係区の意見等を踏まえながら検討していきます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	道路局
------	-----

西区	西土木事務所		
担当者名	秋山	TEL	242-1313
共通区			

継続年数	新規
------	----

提案種別	
予算関連	
番号	項目
8	西区霞橋における灯具の復元

## ◇地域の課題、基礎データ等

霞橋は、主要地方道藤棚伊勢佐木線の久保山バス停近くに架かる西区霞ヶ丘と南区三春台を結ぶ橋梁です。初代霞橋は、大正2年に路面電車線路敷設に伴い開削した尾根道をつなぐ目的で建造されましたが、関東大震災で損壊したため、震災後に改めて建造され現在に至ります。

当該橋梁は、平成16年に横浜市認定歴史的建造物に認定され、また「かながわの橋100選」にも選定されている、歴史的に価値があるとともに、地域のランドマークとなっている建造物です。

この度、地元自治会より、初代霞橋の親柱に付属されていた、灯具復元の要望がありました。

当該橋梁のような歴史的な建造物における当時のデザインを保全、復元していくことは、横浜の歴史的な町並みの景観形成にも効果があるとともに、まちづくりの面からも非常に重要であると考えます。

また、大正12年に発生した関東大震災から約100年が経過し、さらに西区は令和6年に区制80周年を迎える。これらの機会を捉え、当時の施設を復元し当該橋梁に新たな価値を創造することは、次の世代につなぐ重要な架け橋として寄与すると考えます。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等     2 市民からの提案等     3 地区担当制     4 地域懇談会等  
 5 区民アンケート     6 区民要望     7 関係団体からの要望  
 8 その他（区制80周年事業）

## ◇区民からの具体的な要望

霞橋に灯具を復元して欲しい。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

横浜市認定歴史的建造物「霞橋」保全活用計画 4 保全活用計画 ア 灯具復元  
令和7年度の工事発注に向け、令和6年度は設計を実施。

## ◇提案内容・概算額等

「霞橋における灯具復元」  
西区制80周年、大正12年に発生した関東大震災から約100年経過の機会を捉え、霞橋の灯具復元に取り組みます。  
灯具整備工事については、道路局橋梁課の予算で実施します。  
工事内容：親柱に灯具4基設置（配線工含む）、概算工事費 ■■■■■

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	道路局橋梁課
------	--------

## ◆局回答内容

担当者名	道路局	橋梁課
	桐ヶ谷	TEL 671-2791

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 橋梁の親柱に灯具4基設置、概算工事費 ■■■■■ を予算計上します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題